

町長 御野橋河

当初一五〇万に上つた。現在の様に増す。
利金は、昭和五年の要約より、
その後の金の有無にかかわらず、増す。

新橋河の川

橋台の心配が（水道局の所）

江戸は、橋梁の修理に依頼して、

江戸を水道局の所から、

最後に、政治的なおつて、（町長から依頼して）

三町長 団道橋修理

十月二十九日

町長、御野橋河の所から、

町長 町道計画審議会条例

町長、現在の町道説明

日本都市計画協会に、計画を委託する

委託料は、町道計画に、委託する

土木課内に、町道計画を、委託する

一、二、三、は、町道計画に、委託する

条例を、町道計画に、委託する

町道計画 町道計画の所

町道計画 町道計画の所

町道計画 町道計画の所

町道計画 町道計画の所

町道計画 町道計画の所

福生町議会々試録

昭和三十三年九月十三日福生町議会と福生町役場に招集した。

出席した議員は左の通りである。

第一番	田村利一	第二番	渡井明	第三番	中西虎藏
第四番	瀬古清徳	第五番	村尾四郎	第六番	米泉薫
第七番	中森与一	第八番	西村光人	第九番	石川信義
第十番	森田幸徳	第十一番	山下幸三	第十二番	森田誠重
第十三番	並木方	第十四番	清水与市	第十五番	井上頼太郎
第十六番	設楽美知	第十七番	石川常太郎	第十八番	村尾植吉
第十九番	飯野富子郎	第二十番	森田光一	第二十一番	田村祐一
第二十二番	大久保一郎	第二十三番	高橋彦市		

一 会議事は左の通りである。

一 一部署分組合解散について

一 土地買収について（オニ水渕新築敷地）

三 （町営くまの用地）

（議案オ六八号）

（オニ九号）

（オニ七号）

四 土地買収に付いて(町営と畜場用地)

五 契約同意方に付いて

(議案 オ五八号)
(オ五九号)

六 福生町固定資産評価審査委員会委員改選につき同意を求める件

七 教育委員会委員任命に付いて

(オエ〇号)
(オ八一号)

八 路線認定に付いて

(オエ二号)

九 福生町手数料条例の一部改正に付いて

(オエ三号)

十 福生町都市計画審議会条例の制定に付いて

(オエ四号)

十一 指定廃棄物受領に付いて

(オエ五号)

十二 口庫補助並に部費補助事業の施行に付いて

(オエ六号)

十三 昭和三十一年度福生町歳入歳出追加更正予算に付いて

十四 町営住宅建設費起債に付いて

(オエ七号)
(オエ八号)

十五 町営と畜場建設費起債に付いて

(オ七一号)

十六 契約締結同意方に付いて

(オ七二号)

十七 町道路線の一部変更に付いて

(オ七三号)

十八 陳情書の受理に付いて

定より会議事件説明のため出席者と求め出席した

である

町長 秋山誠一 助役 川窪金吉 収入役 川窪金一

総務課長 大野忠一 民生課長 橋本孝彦 税務課長 豊村武代次

土木課長 高水 求 水道課長 眞田 眞 教育長 橋本兵太郎

一本会の書記は左の通りである

書記 上野重勝 書記 町田信二

一 議長(田村利一) 午前一時三十分 福生町議会臨時会(オ五面)を閉会する旨を述べ会期を

一日とする

一 議長(田村利一) 本日町議会臨時会が閉会したの頻年とする旨を定める

町長オ一(議案オ五八号) 一 町長の職責に付いて

一 議長(田村利一) 本件を提案する旨を述べる

一 書記(上野重勝) 朗 読

一 町長(秋山誠一) 競争附催については昨年度と努力をしたが都下の町村は附催できなくな

つたので替りとして京王線競争附催の収益金のうち十パーセントを交付金として都下各

町村に配分することになった。このため、競輪組合の必要がなくなったので解散することとし、先日の競輪組合談会においてと解散が決定し、本日の提案となった。

「才十一番（山下幸三）」本件については、異議はないが、一部事務組合の議員の任期は二十二年と定めて送付された。と記憶しているが、既に二年も全過している。この点はどうなっているか。

「町長（秋山誠一）」依来病院組合は、当町と羽村町で結成された。その後、奥多摩町が加わり、火葬場組合は瑞穂町と、結核病院組合は北郊の町村と共に設置された。

任期の点、事務局を調査させる。

「才五番（大久保一郎）」「競輪進行」の件については、三ヶ月前に、

「一談 長（田村利一）」任期の点には、後述の通り、とあるが、満場異議なしの事あり。

「一談 長（田村利一）」任期の点には、調査の上、後述報告することとし、本件につき、異議の有無を、会談に諮り、全会一致、原案通り決定する旨を告げる。

田村才二（談案、才九号）土地買収について

「一談 長（田村利一）」本件を上程する旨を告げる。

「一書記（上野重勝）」朗 読

「一助役（川澄金吾）」本件は、水道拡張計画による、才一水派の配水池の敷地とするため、隣接する段々美知氏の高八五坪を買収しようとするものである。

「一談 長（田村利一）」本件につき、異議の有無を問う。

異議なしの事あり。

「一談 長（田村利一）」本件については、異議はないものと認め、原案通り決定する旨を告げる。

田村才三（談案、才五七号）土地買収について

「一談 長（田村利一）」本件を上程する。

「一書記（上野重勝）」朗 読

「一助役 本件」の買収は、と吉場の敷地として、秋多町草花分を買収するものである。

「一談 長（田村利一）」本件につき、異議の有無を問う。

異議なしの事あり。

「一談 長（田村利一）」本件は、買収案として認め、原案通り決定する旨を告げる。

田村才四（談案、才五八号）土地買収について

「一談 長（田村利一）」本件を上程する旨を告げる。

「一書記（上野重勝）」朗 読

一町長(田村利一)本件について、更該の有無を問う

一書記(上野重勝)この敷地の買収価額はいくらか

一町長(田村利一)本件について、更該の有無を問う

一書記(上野重勝)この敷地の買収価額はいくらか

一町長(田村利一)本件について、更該の有無を問う

一書記(上野重勝)この敷地の買収価額はいくらか

一町長(田村利一)本件について、更該の有無を問う

一書記(上野重勝)この敷地の買収価額はいくらか

一町長(田村利一)本件について、更該の有無を問う

一書記(上野重勝)この敷地の買収価額はいくらか

一町長(田村利一)本件について、更該の有無を問う

一書記(上野重勝)この敷地の買収価額はいくらか

一町長(田村利一)本件について、更該の有無を問う

一書記(上野重勝)この敷地の買収価額はいくらか

一町長(田村利一)本件について、更該の有無を問う

一書記(上野重勝)この敷地の買収価額はいくらか

一町長(田村利一)本件について、更該の有無を問う

一書記(上野重勝)この敷地の買収価額はいくらか

一町長(田村利一)本件について、更該の有無を問う

一書記(上野重勝)この敷地の買収価額はいくらか

一町長(田村利一)本件について、更該の有無を問う

一書記(上野重勝)この敷地の買収価額はいくらか

一町長(田村利一)本件について、更該の有無を問う

一書記(上野重勝)この敷地の買収価額はいくらか

一町長(田村利一)本件について、更該の有無を問う

オ五九号議案は水道の肉休で概要は先般の厚生委員会が審議され決定された
質料等の発注については見積をとリ安いのものも発注した。起債、千五百円も得たりで
更に不足分も町会計面より足して総額二千五百九十万円を拡張工事を実施する
こととなりサレノの質料を購入すると其のオ二則工事を実施してゆきたいので宣し
くお願ひする

一 議 長(田村利一) 議案オ五九号について賛否の意見も今議に諮り全会一致原案通り決
定する旨を告げる。

日程オ六 (議案オ入〇号) 福生町に於ける土地評価審査委員会委員改選につき同意を求
める件

一 議 長(田村利一) 本件を上程する旨を告げる。

一 書 記(上野重勝) 朗 読

一 町 長(秋山誠一) 本件は固定資産評価審査委員の改選であるがこの委員は三名よりなり
毎年一名宛改選することになつており、任期は三年である。今回は村野本君、
三田任期満了となつたので再選仕ていただく御願ひする。尚終りまで
審議される解を得てある宜しく御審議の上決定を願ひたい。

一 議 長(田村利一) 本件につき要議の有無を問う

要議なしの吉多し

一 議 長(田村利一) 議案オ六号は要議なきものと認め全会一致原案通り決定する旨
を告げる。

日程オ七 (議案オ入一号) 教育委員会委員任命について

一 議 長(田村利一) 本件を上程する旨を告げる。

一 書 記(上野重勝) 朗 読

一 町 長(秋山誠一) 本件は昨年の十月一日に教育委員会関係の法律が改正になり五名
の教育委員ができたが法律施行後最初に任命された委員の任期がサレノ一年
二年、三年、四年と決められおり拙せんにより原茂義造氏が一年委員となり九
月三十日で任期がきれるので再選仕いたしたく総務委員会の審議を至て本日提案
したので宜しく御決定願ひたい。

一 議 長(田村利一) 本件について要議の有無を問う

要議なしの吉多し

一 議 長(田村利一) 議案オ入二号は要議なきものと認め全会一致原案通り決定する旨